

第 1 回世羅町議会臨時会会議録

令和 6 年 1 月 19 日

第 1 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第1回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和6年1月19日
午前10時30分開議
於：世羅町役場議場

- | | | |
|-----|-------|--------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第1号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第 4 | 議案第1号 | 世羅町手数料条令の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第2号 | 令和5年度世羅町一般会計補正予算(第7号) |

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田睦浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 藤井照憲

4. 会議録署名議員

10番 久保正道 11番 山田睦浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(9名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
総務課長 広山幸治	財政課長 矢崎克生
企画課長 升行真路	町民課長 道添毅
子育て支援課長 山名智並	福祉課長 小林英美
産業振興課長 垣内賢司	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 迫林威宏
囑託書記 貞光有子	

開 会 10時30分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、議場でのマスクの着用は個人の判断としておりますので、ご了承願います。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和6年第1回世羅町議会臨時会開会にあたりましてご挨拶申し上げたいと思います。

まず冒頭に正月に発生いたしました能登半島地震におきましては、多くの方がお亡くなりになられており、また被害を受けられております。哀悼の言葉を申し上げますと共に、いち早い復旧について望むところでございます。

広島県から職員派遣の要請等も来てございまして、世羅町からもということ、併せて別枠です、保健師等についてもですね、ありましたけれども、現状では世羅町ではその手を挙げてくれた者をですね、現状は派遣の流れではないということですが、今後においてもまたあり得るということです。

また広域でやっております水道事業においては既に派遣をされる予定をもう組まれているという状況でございます。いろんな形で支援の輪を広げていきながら、早い復旧、また安心して暮らせる、また地域がですね、また復活することを願うばかりでございます。

明るい話題といたしましては、都道府県駅伝、先般京都で行われました女子の部においては広島県チーム3位ということで明るい話題が飛び込んでまいりました。今度の21日日曜日については男子の部でございます。そちらにおいてもですね、世羅高校の出身者多く区間を担っていております。皆さんでしっかり応援してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

また翌週の1月28日でございますけれども、先般から話題になりましたコウノトリの巣塔について建てるということの情報を受けたところでございます。引き続き世羅で孵化していただけることを願っているばかりでございます。

本日の議案につきましてはお手元に配布してありますとおり、報告1件並び

に条例改正、そして一般会計の補正予算となつてございますけれども、この予算につきましては全協説明もさせていただきましたとおり物価高騰に伴うものでございます。早急の支援をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でご挨拶とさせていただきます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

定足数に達していますので、これより令和6年 第1回世羅町議会 臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番 久保 正道議員、11番 山田 睦浩議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

したがって、会期は、1日間と決定しました。

日程第3 報告第1号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案1ページをお開きください。

報告第1号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月19日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

町の管理する消防施設での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方	所有者
住所	世羅町
氏名	世羅町在住 個人

事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和5年11月4日午後1時15分頃

(2) 事故の発生場所 世羅町大字宇津戸1442番地2

(3) 事故の状況 前日の火災で使用したホースの片づけを実施中、ホース乾燥塔に吊り下げたホースの重量により、ウインチが回転し、ハンドルが外れて、近隣住宅の壁面に接触し破損した。

損害賠償の額 44,000円

2 専決処分年月日

令和6年1月9日

以上ご報告いたします。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第1号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第4 議案第1号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 議案3ページをお開きください。

議案第1号

世羅町手数料条例の一部を改正する条例

世羅町手数料条例（平成16年世羅町条例第54号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年1月19日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を踏まえた地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、新たに戸籍謄本の広域交付等に係る手数料を定めるため、世羅町手数料条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 全協説明いただくべき案件であったのかと、今改めて思うんですけれども、難しいことがたくさん、言葉の表現でありましたので、わかりやすく、端的にお伺いいたします。

これまでは戸籍抄本、謄本というのは世羅町役場に申請をしないともらえないものであったのが、今後ちょっとごめんなさい、私の認識がおかしいのかわかりませんが、世羅町以外の所で先ほど取得できると。これはたとえばコンビニ交付といったようなことも含むのか。1件例で挙げましたら、大阪のほうに出ていると。大阪市に出ていると。その区役所ないしに行けば発行できるという認識なのか。それに対する手数料が400円ですかね、450円と700円ですか。400円と700円ですか。こういう認識なのか。その点、わかりやすくお伺いいたします。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） そのとおりでございます。今までは戸籍については本籍地でしかそういった謄本等の請求はできないという状況になっております。今現在そうなんですけれども、世羅町に本籍のある方は世羅町の役場ですか、支所も含めてですけど、請求ができない。これが議員おっしゃいましたように、どの市町村においても請求が可能になるということでございます。その意味においてはコンビニの交付サービスと非常に近い状況にあるというふうには考えております。

▼【高橋議員：「コンビニはだめですか」】

○議長（米重典子） コンビニはだめなんですか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） コンビニでも、戸籍の謄本ではないんです。全部事項証明書という形で、謄本と全部事項証明書はほぼほぼ似たものがございます。戸籍の全部事項証明書、或いは一部事項証明書につきましてはコンビニでも取得が可能となっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第1号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和5年度世羅町一般会計補正予算(第7号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案6ページをお開きください。

議案第2号

令和5年度世羅町一般会計補正予算(第7号)

令和5年度世羅町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり提出する。

令和6年1月19日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ193,138千円を増額し、歳入歳出それぞれ12,751,238千円とするものでございます。

歳入は、地方交付税69,583千円、国庫支出金134,446千円、県支出金10,109千円を増額し、繰入金21,000千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費33,377千円、民生費103,101千円、農林水産業費56,708千

円を増額し、予備費 48 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 4 番。最初に地方交付税についてお尋ねしたいと思うんです。これで確定をしたということになるんかと思うんですが、その下の基金繰入金で取り崩し額を補正で 4 億ですか、ということになる。4 億 6000 万ですかね。ということですが、決算が近づくなかで、いろんな財政状況も国のほうもあるわけですが、そうした点では、この交付税によって物価高騰対策などの施策を展開をするということであったわけですが、それに関しては、次の 11 ページになるんですが、減災基金として臨時財政対策債に、償還に充てるというような説明であったというように思うんですが。この点が、6900 万円ですから約 7000 万で、初めから交付税が減災基金に積み立てるようになっておるのか。将来的に財源を確保するという意味でここで減災基金に積み立てるという考え方なんか。そこと、やはり今の暮らしの状況考えるときにそういうような形で本来臨時財政対策債は、国が責任を持って財源を償還財源をですね、補てんをする性質のもんで、こういう形になるということは何ぞなのか。以上の点についてお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） はい、議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回の補正でですね、歳入においては普通交付税 6958 万 3000 円を増額補正し、歳出におきましては、そのうち 3202 万 7000 円を減債基金への積立とするものでございます。今回の国の補正が 11 月 29 日に成立しまして、そのなかですら、全国の自治体へ普通交付税の追加交付を行われているところでございます。そのなかの指示につきましては、減債基金への 6958 万 3000 円のうち、国の今回の補正に伴います、物価高騰等の対策等への措置額として 3455 万 7000 円、それから減災基金へ積み立

てます令和6年度及び7年度の臨時財政対策債の元利への償還の財源として3202万7000円。それから当初の普通交付税の交付決定が7月に行われているところでございますが、その際、減額調整されておりました299万9000円を合せて6958万3000円追加として交付されるものでございます。このうち、最初に申しました3455万7000円、これは今回の国の物価高騰等の対策の自治体の負担として使えるものでございます。今回一般財源として補正予算出させていただいている部分は、この普通交付税の追加交付を財源としておるものでございます。それから令和6年度、7年度の臨時財政対策債の償還、元利の償還用として減債基金に積みます3202万7000円、これについては、国から通常であればですね、令和6年度、それから7年度にそれぞれの年度においてですね、基準財政需要額に臨時財政対策債の元利償還の部分として算定されるべきものを令和5年度に前倒しをして現金として国から交付されるものでございます。ですから3202万7000円については本来であれば、6年度、7年度に交付を受けるべきところを前倒しをして交付をいただいていると。その用途については国からですね、減債基金に積み立てたうえで、6年度及び7年度の臨時財政対策債の元利の償還の財源としなさいというふうに指示をされておりますので、これについては適切に扱っていきたいと考えているところでございます。

▼【矢山議員：「基金繰入金についても併せて聞いたんですが。」】

○財政課長（矢崎克生） はい、議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 財政調整基金の繰り入れを2100万円、今回減額をさせていただくというところでございますが、先ほど申しました普通交付税6958万3000円のうち、減債基金へ積み立てる部分、それから今回の物価高騰対策等へ充てる一般財源を差し引きまして、約2100万円となりますが、この部分については財政調整基金の取り崩しを減額させていただくという形で整理をさせていただいたところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） なんでその基金の問題と交付税と繰上償還を尋ねたかと言うたら、決算が近づくなかで、最終的な見込みがどのようになっていこうと

しておるかということでお尋ねしとるんですよ。2100万円ほど減らしましたというのはこの補正予算書見ればわかるわけですからね、そこを納得できない、理解できないという思いがあって、お尋ねしとるわけですからもっと親切にきちっとここどうですか言うたら、金額の2100万円を言うたら終わりですか。そうじゃないでしょ。前年度の決算がどのようになっているかわかりませんが、やはり前年度の決算と比較して4億6000万円の取り崩しはどうなんか。最低限その程度、それだけで十分だとは思いますがね、答弁されるべきじゃないんですかね。どうですか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 答弁が不足しておりましたので、追加させていただきます。

財政調整基金につきましては、4年度決算においてですね、約24億円の残高がございました。今年度当初でですね、財政調整基金を5億1000万取り崩す予算としておりましたが、その後7回の補正を経て、今回の補正後財調の取崩見込額は4億800万円となっております。まだこの後、あと2か月、年度の期間が残っておりますので、3月補正等でどのように状況になるかというのはこれからまた3月補正の予算を編成して見込んでいくところでございますので、現時点につきましては今の4億800万円を取り崩したとして、5年度末の残高見込みが約22億5000万となる見込みでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 10ページの交通対策費について確認と、1点これは奥田町長にお伺いします。

交通対策費は135万円、これは全協説明でありましたように、令和3年度9月を基準として、令和5年度の1月から12月分の燃油、これの高騰分の2分の1、約270万円が増額しておるというところをお示しいただいて、事業者が5、個人が1ということで、6の事業者に対して270万円の半分135万円を今回補正するものであると。これも財源といたしましては、国の物価高騰の支援

を使うと。これは全く問題ないかと思います。しかしながらこの点についてだけではないんですけど、1点全協でも聞いたんですが、恒久的にこの物価高騰というのが今後も続いてくると目算されるわけでありまして。委託事業でありますごみ収集運搬に関しましても、今回の交通事業対策にいたしましても、学校のスクールバス等で通年で委託を出している事業者もあるんですが、片や通年では当初の予算に組み込んで、これは9月決算のときですか、ごみ収集運搬の予算が1000万か、2000万高くなっていると。何でですかとお尋ねしたところ、燃油高等も踏まえて試算をし直した結果、こういった金額になったと。勿論その事業者だけではなく、交通事業者、そうしたバスの請負等受けてる事業者も今後の対策としては厳しいものがあると思いますので、今後の展望についても町長にお伺いしたいと思います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 物価高騰対策の中の公共交通について、また清掃業の方に対するですね、支援のその違い等についてご質問いただいたと思います。まずこの公共交通の関係でございましてけれども、これは全国的にですね、今後においても働き方改革であったり、事業者の中でですね、かなり赤字路線がかなりあるということですね、廃業已む無しといったような業者もいらっしゃるというふうにも今日もニュースでやっておりました。そんななかにおいても世羅町では世羅町の運行を担っていただいている、そういった者においてですね、国の施策の中のメニューとしてこういうふうにも助成対象として出てきておりますなかで、世羅町の実情に併せた形でですね、こういうふうにも支援をさせていただくものがございます。たとえば先ほどのごみ収集等においては先般のときにご質問もいただきましたようにですね、早めの支援が必要であるというなかのところ、これは国の支援でなく、町の事業を担っていただいている部分においての者の支援という形にさせていただいたところがございます。さまざまな車を使われたり、そういった燃料を必要とされる者においてはですね、この度もかなりご苦労されている面がございます。世羅町、特に国という機関においてそれを選定する部分はむしろかしくございまして、市町村それぞれの地域性がございます。それに則った形でですね、国のそういったお金をしっかり活用し

て、こういうふうに支援のメニューを決めさせていただいているところでございます。これはごみ収集等にもかかわらずですね、さまざまなお声をたくさんいただく部分もございますので、この度における支援については、しっかり国の事業活用したこういった公共交通、特に町内です、運行いただく者においてほんとうに苦勞されている声がございまして。そこにしっかり措置をしていくという、大きな金額ではないんですけども、びっくりするような。ただこれにおいてはですね、町としても支援メニューの中の対象とさせていただいたところでございます。

今後においてもさまざまな者において事業を継続していくということが必要とされる町の事業委託を担っていただいているところについてもですね、しっかり積算をするなかで、そういったところも事業展開いただけるような流れをまた中で検討をしっかりとしていく必要があるかと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 回答のほうがいまいち呑み込めない部分があったんで再度お伺いしますが、通年で勿論先ほどのごみ収集事業者等も物価高騰により金額が上がっておる部分は入札においてすでに金額は上げていらっしゃいます。そのようにご答弁いただきましたよ、9月のときにね。1000万、2000万上がっているのは何かと聞いたら、上がっておるというのは物価高騰も踏まえて予算組み含んでいるんだと。じゃあ、それは同じくバス事業者も通年学校のスクールバス等で、同じ額の金額約9000万か、1億円の金額が予算で組まれていたと思っておりますけれども、そういった事業者も同じように車を利用して、同じように送迎されているわけです。勿論収集運搬業務の事業者も同じように収集されているわけですから。差ができてはやはりおかしいのではないかと。今回の支援に関して別に文句を言っているわけではないので、確認の意味で先ほどさせていただきましたが、そういった事業者に対して町長は公平な今後、支援をする気があるのかということも付け加えてお伺いさせていただいたところであります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） そういった困っている業者は身近なところで世羅町内で把握できる部分ございますので、支援の部分はしっかり行う必要があるかと思えます。ただ、先般ご質問いただいたときの答弁を私も当初予算で燃料高騰の部分については措置しているではないかという質疑でした。ですから今回担当課において実は分別収集の分類が変わったことによる措置であるというふうにお答えをさせていただいたと記憶してございまして、そのなかで今回の措置をさせていただいているということで、担当課のほうで説明したというふうには私は理解してございます。今回の高騰の支援の部分は当初予算でその部分についてはいくらかの措置をしていたと。燃料に限らずですね。さまざまところの高騰にかかる部分をですね、当初の積算の中で行って、それはさまざまものをしっかり把握するなかで、当初へ、これ入札でございまして、入札の積算よりも安く、安価に受けていただいたところもございまして。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 再度私のほうも確認しますが、9月定例会の課長の答弁には確かに物価高騰による分が含まれているというご答弁いただいておりますので、これは後日確認してまちがいであれば、訂正くださいね、町長。それだけ確認しておきます。ちゃんと議事録も残っていると思いますので、その点きちっと発言されていると思いますので、確認をしてまちがいであれば訂正くださいね。

▼【町長：「(聞き取れない)まちがいない」】

▼【高橋議員：「まちがいでしょう。ちゃんと答えられていますよ。」】

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。家庭ごみの収集運搬業務の委託でございまして、あのご質疑というのはかなり前からのすごく上がっている要因というところでもございましたので、大幅に上がった部分は先ほど町長申し上げましたように、分別収集のところの形態が変わった、これが非常に大きな要因ということでございます。加えまして直近の上昇部分につきましては、燃油代の上昇、物件費の上昇、そういったところを考慮して、それを

町の側で当初の業務に必要な経費の中へ見込んでですね、それをもって町として家庭ごみの収集運搬業務に必要な委託料を算定し、それに基づいて入札をし業者を選定し、執行していると。そのようにご説明申し上げたところでございます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 誤解を招くような答弁になっていたのかもしれませんが、先ほど収集の形態が変わった部分での高騰、高騰と言いますか、さまざまに積算を変えた部分と、また今回先般9月の部分においてはですね、さまざまなこの高騰支援、こういったメニューで町独自の支援でないといけない部分、たとえばそういった事業者、町が委託をしている事業とこの項にデマンドとかも勿論ありますけれども、そういった単価もこれまでも毎年ずっと上がってきた状況がございます。これは燃料に関わらず、さまざまなことで上げざるを得ない部分になってきていました。ですから今後については公共交通も見直しがいるという流れにはなってきているんですが、今回事業、このメニューの中の支援についてはですね、やはり町内で公共交通を担っていただいているところをですね、しっかり事業展開いただくための予算として組みせていただいているということでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。農業の関係の高騰対策について全協の中でもお尋ねしたんですが、統計データで1アール当たり200円増加をしている。燃料だけを取り出してやられておるんかどうかわからんのんですが、支援の中身で見ると、生産資材等の引き続く価格高騰への対策として支援金の支給、収入保険加入の際の保険料の支援を行うということになっておるわけですが、きちっと計算をしたわけじゃないんですが、ありとあらゆるものが上がって、農機具だけをとっても相当、1割は挙がってないかわからんですが、価格がどんどん上がっていくような状況になっておるんで、非常に不十分だとは思いますが、そうは言っても交付金を活用するということになると、こういうことになるんかもしれませんが、やはりこれまで採算が取れないということで、いろ

んな具体的な対応を求めてきたところですが、これらもやっておる後継者育成とか、いろんな格好の施策を並べてそれで展望が開けるんかといっても、展望が開ける農業法人も人手不足じゃというようなことは何回も同じように言われるんですが。やはりお尋ねしたいのは、10アール当たり2000円で十分だというようには思っておられないかもしれませんが、やはりこれによって多くの農家の人が非常に赤字が多いんじゃないが、我慢して引き続き赤字でも頑張ろうということにどんどんなるように考えておられるんかどうかわかりませんが、5000万円を使い、また収入保険料への支援は600万円ですが、やはりきちっと金額が少ないと言ってもこの支援がきちっと農家の経営の継続に生かされるような取組をしないと、経営安定対策等、営農計画を提出をされてない人もあるんじゃないかと思うんですね。提出をしてないと、販売はよけいせんのじゃけえ、いいじゃろうと言われる人もおられるんじゃないかと思うんです。積算根拠については、それなりに根拠に基づいて計算をされておるといように思いますが、やはり出して終わりじゃなしに、これまで言っておるように、きちんと実態、経営実態を把握をして、今の危機的状況をそのままにしておれば、集落ごと、農業経営だけじゃなしに、集落が崩壊をしていくということになるんじゃないかと心配をしているわけですが、ひとつそういう点では100%物価高騰を補填をしるというわけじゃないですが、やはり今の状況で価格が落ち着くんだというような、ちょっと答弁を私、十分に記憶してないですが、なんかこう、楽観をされてとるような感じも受けたりするんですが、ただ産油国の燃料が上がるだけじゃないんですね。価格が上がるのには円安もかなり影響しておりますし、最近も円安が進んでおるわけですから、そういうなかで燃料だけ上がるんならまだいいですが、ほかの肥料、そのほかもみな上がっておるわけですから、きちんと経営実態を把握をされて、今後の対策を考える、このことが必要だというように思うんですが、統計データで200円なら高騰に対応するんだという全協での説明で、200円とは主なものだけでいいですが、何と何が200円の中に含まれているのかお尋ねします。

○産業振興課長（垣内賢司） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。まず200円の主なものに

ついてですが、肥料代、農薬代、後は動力光熱費ということで、燃料代等になります。これらの農林水産統計のデータによりますと、1アール当たり約200円程度というような状況になっております。全協でもですね、ご説明はさせていただきましたけども、これで十分かと言われるすと、決して十分ではないというふうに私自身も思っております。ただ限られた予算の中で、全ての農家の方、小さな農家の方も含めて支援をしていくなかで2000円ということで金額の設定をさせていただいているものでございます。

また、営農計画書を出されていない、出さない方もいるんじゃないかということですが、そういった方を考慮しまして、今年度の事業については、申請をいただき、また販売実績等いただければ営農計画を出されていない方も対象にさせていただくように考えております。畑作での野菜等の栽培については、営農計画書等にも記載がありませんので、そういった方も対象に含めて支援のほうしてまいりたいというふうに考えております。この危機的な状況ですね、どう見ているのかということですが、町としましては、再三申し上げますが、たいへん危機的な状況であるという認識は議員と同じように考えております。ただ限られた予算の中での支援ということでございますので、今回ご提案させていただいております燃油高等の支援とですね、収入保険の支援というところに特化して支援をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第2号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第7号）

は 原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和 6 年 第 1 回世羅町議会 臨時会 を閉会いたします。

(起立・礼)

閉 会 1 1 時 3 0 分